



大広業 指令 第23-17号

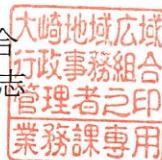
一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可証

住 所 宮城県大崎市古川清水沢字築道15番地
氏 名 有限会社鈴木総業
代表取締役 渡邊奈美

令和5年2月14日付で申請のあった標記の業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項（許可の更新の場合にあっては同条第2項）の規定に基づき次のとおり許可する。

令和5年3月20日

大崎地域広域行政事務組合
管理者 大崎市長 伊藤 康志



記

- | | |
|---------------|---|
| 1 許 可 番 号 | 第23-17号 |
| 2 事 業 許 可 期 間 | 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで |
| 3 取り扱う廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物 |
| 4 処理業の種別 | 収集運搬業 |
| 5 業を行いう区域 | 大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町 |
| 6 廃棄物の搬入先 | 大崎広域中央クリーンセンター
大崎広域東部クリーンセンター
大崎広域リサイクルセンター |
| 7 許可の条件等 | 裏面の許可条件等による |

許 可 条 件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。
- 2 大崎地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則に定める事項を遵守すること。
- 3 特に次の各号に掲げる事項は遵守すること。
 - (1) 一般廃棄物の収集、運搬については大崎地域広域行政事務組合に登録した車両以外の使用は認めない。
 - (2) 運搬車両は、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れる恐れのないものとし、常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
 - (3) 車両には、許可を受けた業者の氏名（法人にあっては名称）及び大崎地域広域行政事務組合一般廃棄物収集運搬許可車両である旨を両側面に鮮明に表示するものとし、正面及び両側面の写真を速やかに提出すること。
 - (4) 事業所との契約は自由とする。ただし、処理手数料の単価については明記すること。
 - (5) 車両は、原則として自ら所有し、他の用途と混用しないものとする。
 - (6) 家庭ごみの臨時ごみ収集に対応できることとする。
 - (7) 許可を受けた諸事項に異動があった場合には、速やかに管理者にその旨を報告すること。
 - (8) 各月における実績報告書を当該翌月15日まで提出すること。
 - (9) 領収書を必ず発行すること。
- 4 各施設の搬入条件に従うこと。
- 5 大崎広域中央クリーンセンター、大崎広域リサイクルセンター及び大崎広域東部クリーンセンターへの搬入車両条件は4トン車までとする。
- 6 許可条件に違反したときは許可を取り消すこともある。
- 7 一般廃棄物処理業の廃止若しくは休止、又は取消し等に伴う損失補償等については、大崎地域広域行政事務組合は事情の遺憾を問わず一切応じない。
- 8 廃棄物の搬入先に記載されている施設が、施設整備や定期点検等により廃棄物の受入れができなくなった場合は、廃棄物の搬入先を変更するものとする。
- 9 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、管理者に対して審査請求をすることができる。なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができない。